

# 会 議 記 録

|          |          |                                                                                                                                                                                   |
|----------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名 称      |          | 令和6年度第2回中央区文化財保護審議会                                                                                                                                                               |
| 開催年月日・場所 |          | 令和6年11月13日(水曜日) 午前10時から正午<br>中央区役所 6階 教育委員会会議室                                                                                                                                    |
| 出席者の氏名   | 委 員      | 玉井会長 谷川副会長 馬場委員 岩切委員 山崎委員 西木委員 初田委員<br>(欠席委員) 湯浅委員                                                                                                                                |
|          | 教育委員会事務局 | 平林教育長 北澤次長 植木図書文化財課長 西谷郷土資料館次長 高荷主事<br>仲光総括文化財調査指導員                                                                                                                               |
| 議事の概要    |          | 1. 開会<br>2. 委嘱状伝達<br>3. 教育委員会挨拶<br>4. 新役員の就任について<br>5. 会長・副会長の選任について<br>6. 会長挨拶<br>7. 区民文化財登録のための諮問について<br>8. 区民文化財候補についての説明・審議<br>○日本橋兜町遺跡内肥後国熊本藩細川家屋敷跡出土遺物<br>9. 連絡事項<br>10. 閉会 |
| 審議の経過    |          | 別紙のとおり                                                                                                                                                                            |

令和6年11月13日開催  
中央区文化財保護審議会  
審 議 の 経 過

1 開 会

- 事務局（図書文化財課長）が、本日の会議は出席委員の定足数を満たしており、有効に成立していることを報告した。

2 委嘱状伝達

- 各委員へ委嘱状を交付した。

3 教育委員会挨拶

- 教育長が挨拶を行った。

4 新委員の就任について

- 事務局（図書文化財課長）が新委員を紹介した。

5 会長・副会長の選任について

- 互選により玉井哲雄委員を会長、谷川章雄委員を副会長とした。

6 会長挨拶

- 玉井会長が挨拶を行った。

7 区民文化財登録のための諮問について

- 教育長が玉井会長へ諮問文を手交した。

8 区民文化財候補についての説明・審議

- 担当する文化財調査指導員が、概要等を読み上げて説明を行い、委員の意見を聴取した。

① 日本橋兜町遺跡内肥後国熊本藩細川家屋敷跡出土遺物（登録候補）

（主な意見等）

- ・ 文章の全体的な構成の工夫や登録範囲を図や表の併記など、分かりやすく表現してほしい。
- ・ 遺物が「公用目的で使用」と推定しているが、別な表現にした方がよい。
- ・ 遺物が廃棄された契機となった火災について、特定又は年代を記述すること。
- ・ 登録名称について、遺物の種類が分かる名称にするよう検討してほしい。

9 連絡事項

- 事務局（郷土資料館次長）が、次回の審議会開催について説明した。

10 閉 会